

観光関連税制の現状と経済学的論点 — 宿泊税・入湯税を中心に —

飯田泰之 いいだ やすゆき

明治大学政治経済学部准教授

前田順一郎 まえだ じゅんいちろう

公認会計士・税理士

Talking Points

1. 近年、全国の自治体において入湯税の引上げや宿泊税の導入が議論される機会が増大している。本稿ではこれらの観光に関する税を観光関連税制と総称し、その経済学的な特性の整理を通じて合理的な制度設計にむけての提言を行う。
2. 観光関連税制の導入・拡大は、観光振興の財源にあてるべく議論されている例が多い。他方で、我が国の地方公共団体による観光振興予算の大部分は一般財源から確保されてきたため、一般財源からの観光関連支出削減や一般財源としての活用を目指した導入・拡大が検討されているケースも少なくない。その使途・負担の対応関係を明確化する試みが必要だ。
3. 近年のもうひとつの特徴である定額化から定率化・累進化への変化を正当化するためには、その税収を観光客・宿泊客の満足度を高める使途で用いることが求められる。
4. 海外における先行研究を概観すると、観光関連税の需要に与える影響は無視し得るものではない。税の導入・拡大は地域の観光産業に負担を与える。この負担を上回る経済効果をもたらすような観光振興施策が行われなければ、観光関連税が地元観光関連業者の理解を得ることはできないだろう。
5. 福岡県や北海道の事例にみられるように、都道府県、市町村のいずれが観光関連税の課税主体となるかの議論は今後も増加すると予想される。この議論の際にも、税収の使途が考慮されるべきであろう。使途の決定において受益と負担の対応関係を明確にすることは、課税主体の決定・分担を考える上でも有益である。同時に、当該地域の観光地としての特性も十分に斟酌すべきである。
6. 全国的に活発化する観光関連税制の導入・拡充にあたっては、その経済学的な論点を精査した上で各地域への導入を検討するとともに、合理的な制度設計を目指す必要があるだろう。

1. はじめに

国内旅行消費額は現行の調査方法が開始された2010年には21.7兆円であったが、2018年には25.0兆円と約15%増加した¹。同期間の名目国内総生産の変化率を上回る成長であり、日本経済における観光関連産業のプレゼンスは徐々に高まりつつある。

2003年の観光立国宣言以降、政府は様々な形で観光振興をはかってきた。2013年からは年ごとに観光立国推進閣僚会議においてその実現に向けたアクションプログラムが策定されるようになった。なかでも訪日観光客の増加には大きな期待が寄せられており、政府は2020年の訪日観光客4,000万人の目標を掲げている。一方で、地方公共団体においてもDMO（Destination Management/Marketing Organization）を軸とした官民連携型の戦略的な観光振興策が立案されている。観光業の成長産業化にとどまらず、基幹産業として育成していく方針は今後も続いていくだろう。

日本経済というマクロの視点にとどまらず、個々の地域にとっても観光振興のもつ意味は純粋な需要増加としての性格をもつ。加えて、宿泊業や飲食サービスといった相対的に地元資本のシェアの高い業種への影響が大きいことも注目の理由であろう。

一方で、地域の観光振興を考える上での課題も多い。近年の国内旅行消費額の増加はそのほとんどが訪日外国人消費額、いわゆるインバウンド消費に由来する。これからの観光地・ビジネス拠点はこれまで以上に訪日外国人の利便性を高めるインフラの整備に迫られることになる。地域経済への貢献が強調されることが多い観光業の興隆であるが、入込観光客は地域住民の生活環境や景観に負担を与えている点にも留意しなければならない。施設や交通機関の混雑、騒音やゴミ問題などの深刻化は生活圏としての地域の利便性を低下させると同時に、観光地としての魅力さえ奪ってしまう懸念がある。これらオ

バーツーリズムの問題に対しても、その顕在化を防ぐ予防的な措置が求められる²。

観光振興とそこから派生する地域負担の緩和は、ともに、財源を要する活動である。そこで観光関連の課税に注目が集まっている。国は2019年1月7日から国際観光旅客税を導入した³。地方公共団体においても、北海道釧路市や大分県別府市における入湯税の引上げ、大阪府、京都市、金沢市における宿泊税の導入など、観光に関連した課税の導入・拡大の例が増えてきている。

これまでの国内事例に関する研究は、税法や行政的側面に着目したものが中心となっていた。しかし、観光業を一つの産業として捉える場合には、あくまで需要者、すなわち観光客の立場に立った経済学的な捉え方が必要になる。本稿では今後拡充が続くであろうこれらの課税を総称して観光関連税制と呼び、導入例・検討例の多い入湯税と宿泊税の分析を通じて論点の整理と合理的な税制のありかたを経済学的に論じたい。

2. 我が国の観光関連税制の概要

世界観光機関（UNWTO）は、観光税（Tourism Taxation）を「特に観光客や観光産業に対して適用される税金、あるいは、仮に観光産業に対してではないにしても、他の競合する観光地とは異なる適用がなされる税」と定義している（UNWTO 1998）⁴。ここで留意すべきは「観光」という独立した財・サービスがあるわけではないという点だろう。Gago et al.（2009）が指摘するように、観光客が消費する財・サービスの多くは観光客以外の者によっても消費されている。入湯税などはその典型である。担税者が観光関連業者・観光客に限定されないことから、本稿ではUNWTOの定義する「観光税」を、広く「観光関連税制」と表現する。国内の典型的な観光関連税制については、表1のようにまとめられる⁵。

1 観光庁『旅行・観光消費動向調査』、『訪日外国人消費動向調査』による。

2 政府の対応に関しては観光庁（2019）を参照。

3 出国旅客に定額一律1,000円の負担を求める国税。導入経緯等の詳細は河田（2019）を参照。

4 より広範な議論についてはOECD（2014）に詳しい。

5 なお、法定外税に関しては複数の自治体が導入している宿泊税（法定外目的税）のみ記載したが、各自治体が独自に導入している観光に関連すると考えられる税としては、法定外目的税である遊漁税（山梨県富士河口湖町）、法定外普通税として空港連絡橋利用税（大阪府泉佐野市）、歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）、別荘等所有税（静岡県熱海市）がある。

2.1. 入湯税の概要と現状

入湯税は地方税法に規定される市町村税（目的税）である。入湯税が制度化されたのは1950年の地方税法施行時であるが、1957年に目的税化された。温泉地等における施設整備費用は地方交付税の計算に含めることができないため、これを目的税化してその費用に充てることを意図したものとされる（石田2015、藤中2017）。さらに1990年の改正によって用途として施設整備に限定しない「観光の振興」が追加された。現在は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備費を含む）が用途とされている。

平成29年度の入湯税課税団体数は981団体にのぼる。半数以上の市町村で入湯税が課税されている状況である。入湯税収入額の上位には、箱根町や熱海市な

どの著名な温泉観光地を有する市町村が並ぶ一方で、札幌市や神戸市といった温泉地を有する地方中枢都市もみられる（表2a）。

入湯税の課税客体は「鉱泉浴場における入湯」行為で、納税者は「入湯客」であり、「浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者」が徴収、申告、納税を行う（地方税法第701条）。「入湯税の税率は、入湯客一人一日について、150円を標準とするものとする」と規定されるが、必ずしもこの標準額に従う必要はない。超過課税を行っている団体も5団体ある⁶（表2b）。不均一課税を実施している市町村も多い。例えば「日帰り入浴客」と「宿泊客」で別税率を適用する、共同浴場等や子供に免税を適用するなどがその典型である（表2c）。その用途としては、観光の振興に用いられる割合が高くなっている。

表1 観光関連税制等一覧

税制	税制の分類	根拠法令	税率
入湯税	市町村税	地方税法	市町村が設定（標準150円）
		各市町村の条例	
ゴルフ場利用税	都道府県税	地方税法	都道府県が設定 （標準800円、上限1,200円）
		各都道府県の条例	
宿泊税	法定外目的税	各地方自治体の条例	各地方自治体が独自に設定
国際観光旅客税	国税	国際観光旅客税法	出国1回につき1,000円

（地方税法等を参考にUNWTOの定義に照らして筆者が作成）

表2a 入湯税額上位10市町村（平成29年度）

順位	市町村	入湯税額（千円）	順位	市町村	入湯税額（千円）
1	箱根町（神奈川県）	717,890	6	別府市（大分県）	324,351
2	熱海市（静岡県）	446,167	7	神戸市（兵庫県）	306,021
3	札幌市（北海道）	431,917	8	高山市（岐阜県）	238,451
4	日光市（栃木県）	388,261	9	加賀市（石川県）	234,159
5	伊東市（静岡県）	361,329	10	草津町（群馬県）	220,228

（総務省『地方財政状況調査』より作成）

表2b 入湯税の税率別団体数（平成29年度）

税率（円）	20	40	50	70	80	100	120	130	150	200	210	250	合計
市町村数	1	5	14	3	3	49	2	3	896	2	1	2	981
割合	0.1%	0.5%	1.4%	0.3%	0.3%	5.0%	0.2%	0.3%	91.3%	0.2%	0.1%	0.2%	100.0%

（総務省ホームページ「入湯税の概要」より）

⁶ 2019年9月現在、北海道釧路市及び上川町250円、三重県桑名市210円、大阪府箕面市200円及び岡山県美作市200円。

入湯税に関しては、ここ数年、引上げの議論が各地でなされており、北海道釧路市・上川町と大分県別府市においては実際に引上げが行われた。

釧路市は、釧路湿原や阿寒摩周の両国立公園への玄関口であるとともに、道内有数の温泉地である阿寒湖温泉を抱える。温泉街全体の将来を検討していく中で、阿寒湖温泉の地区では入湯税引上げの議論が展開された（釧路市阿寒観光振興課 2019）。議論の結果、2018年12月に条例が制定され、10年間の間「高級なホテル・旅館」に対しては入湯税を150円から250円に引き上げる一方で、その他の施設については標準税率である150円に据え置くとの結論を得た。具体的には「国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館」を「高級なホテル・旅館」とし、それ以外の施設と区別している。上川町においても、同様の線引きに従って、2018年4月から一部施設での入湯税を250円に引き上げている。

大分県別府市ではより細かな税率設定を行っている。別府市の入湯税体系は元々宿泊料金及び飲食料金の合計額に応じた段階的構造を有していたが、2019年4

月から6,001円以上について250円、50,001円以上については500円と引き上げることでより累進性を増大させた（表2d）。別府のみらい検討会議事務局（2018）では、この措置について「低料金の宿泊料金帯で一定の累進性」を保つ一方で、「高額な宿泊料金については負担能力に見合った税負担を求めべき」と説明されている。

いずれの事例でも、利用費が倍になっても税額の増加は2倍以下にとどまる価格が存在しているため純粋な累進構造をもつわけではないが、担税力に応じた負担を求めるといって、従来の入湯税の課税体系とは異なる性格を持っている。

2.2. 宿泊税の概要と現状

宿泊税は、2002年に東京都に導入されて以降、長期間にわたって新規の導入事例がなく、都に特有の税と捉えられがちであった。しかし、2017年の大阪府での導入を皮切りに、京都市、金沢市でも導入された。2020年度には福岡県・福岡市・北九州市での導入も決定している。これを受けて、様々な地方公共団体において宿

表2c 主な市町村の入湯税の内容

市町村	税率	日帰り客等の取扱い	使途のうち観光の割合 (H29年度)
箱根町	宿泊客1人1泊150円	日帰り客1人50円	47.4%
熱海市	入湯客1人1日150円	利用料金が1,000円以下は免除	50.2%
札幌市	宿泊客1人1泊150円	日帰り客1人100円	74.4%
日光市	宿泊客1人1泊150円	日帰り客1人50円	77.0%
伊東市	入湯客1人1日150円	利用料金が1,000円以下は免除	HP上の開示なし

（注）いずれの市町村も、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人や年齢12歳未満（伊東市は6歳未満）などに免除規定を設けている。

（各市町村のHPより筆者が作成）

表2d 別府市の入湯税引上げの概要

宿泊料金飲食料金	H31.3まで	H31.4から
1,500円以上2,000円以下	50	50
2,001円以上4,500円以下	100	100
4,501円以上6,000円以下	150	150
6,001円以上50,000円以下		250
50,001円以上		500

（別府市のHPより筆者作成）

泊税導入の議論が進展している⁷。さらに都府県や大都市だけでなく、北海道倶知安町で2019年11月からの導入が決定しているほか、北海道ニセコ町や静岡県熱海市などの観光地においても検討が進んでいる。

宿泊税は法定外目的税である。そのため、課税方法は地方公共団体の条例により定められることになる。地方税法第四条第六項は「道府県は……中略……別に税目を起こして、目的税を課することができる。」としており、市町村に関しては同法第五条第七項に同様の規定をおいている。また、「道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。」(同第七百三十一条第一項)とした上で、「法定外目的税の新設又は変更……中略……をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その

同意を得なければならない。」(同条第二項)とされている。このように、宿泊税の導入は総務大臣との協議・同意が要件ではあるが、すでに前例があることから、地方自治体の裁量性は大きい。

宿泊税は一般に入湯税よりも課税対象施設の範囲が広い。標準税率といった概念もないことから、入湯税よりも税収が大きくなる傾向にある。例えば、令和元年度予算では、東京都で28.5億円、大阪府で19.0億円、京都市で41.6億円の宿泊税収が見込まれている(表3a)。入湯税の税収総額が全国で227億円程度、税収額が最も多い箱根町において7.2億円(いずれも平成29年度)であることから、その規模の違いが把握できるだろう(表2a)。

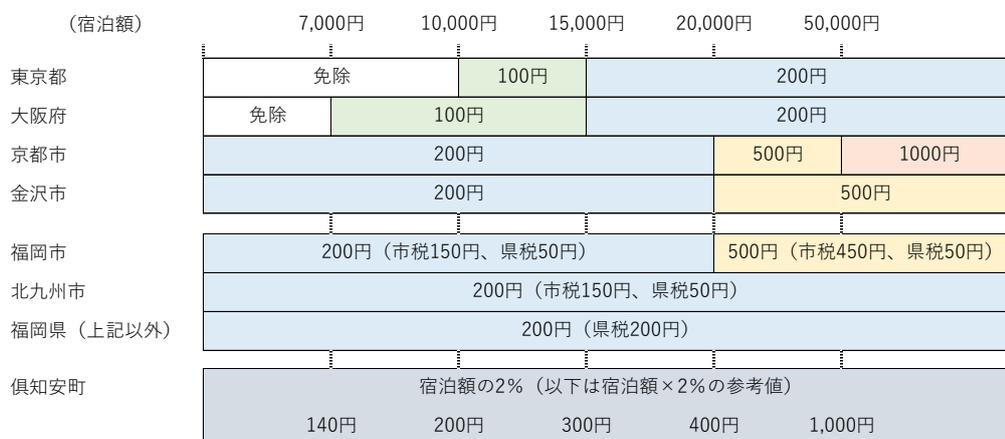
我が国の宿泊税の検討は、石原慎太郎東京都知事

表3a 我が国の宿泊税導入状況

状況	地方公共団体	開始日	宿泊税(億円)	税収計(億円)	宿泊税の割合	宿泊税・税収計の数値
導入済	東京都	2002年10月1日	28.5	55,032	0.05%	いずれも令和元年度予算数値
	大阪府	2017年1月1日	19.0	12,844	0.15%	
	京都市	2018年10月1日	41.6	3,000	1.39%	
	金沢市	2019年4月1日	6.6	840	0.79%	
決定済	福岡県	2020年4月1日	15.0	8,228	0.18%	宿泊税：見込み額 税収計：令和元年度予算数値に宿泊税収の見込み額を加えた額
	福岡市	2020年4月1日	18.0	3,376	0.53%	
	北九州市	2020年4月1日	3.0	1,757	0.17%	
	倶知安町	2019年11月1日	3.8	30	12.62%	

(各地方公共団体の資料より筆者作成)

表3b 各地方公共団体の宿泊額と税額の一覧



(各地方公共団体の資料より筆者作成)

⁷ 歴史的には、過去にも宿泊税に類似する税制は存在した。1950年に都道府県税として遊興飲食税が導入され、その後は料理飲食等消費税、特別地方消費税と名称変更しながらも地方税として宿泊行為などに課税がなされてきたが2000年3月31日に廃止された(全国知事会2018)。

の指示のもとでの新税検討にはじまった。2000年11月30日には東京都税制調査会答申において「ホテル税」の創設が提言され、東京都は名称を「宿泊税」と変更し、2002年10月から導入している。

前例にない税の導入には様々な批判があった。東京都主税局（2018）によると「主な反対意見は、専ら都民以外の者へのみ負担を課しているというもの」とされる。これに対しては、久我（2018）が指摘するように、「宿泊税は、旅行者等が受ける、道路、環境、衛生、救急医療、消防、治安などの行政サービス一般に対する応分の負担を求める観点から導入されたものであり、地方税の応益性の性格に合致するものである」との応答も考えられるだろう。応益負担は宿泊税に限らず、観光関連税の税額や用途を考える上で重要な論点となる。

東京都以降の導入例のないまま15年が経過したが、大阪府は2015年4月に「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」を設置し、同年12月には同調査検討会議が観光施策の取組の柱及びそれらの施策を実施するための財源確保策として宿泊税の導入について提言した。これを受け、2016年1月、大阪府は「急増する観光客に対する行政需要への対応及び今後目指すべき大阪の観光の姿を見据えた観光施策の柱並びにそれらを行っていくための財源確保策」（大阪府HP）として、宿泊税導入が決定された。

2018年10月には京都市が市町村として初の導入例となった。言うまでもなく京都市は日本を代表する観光地であり、近年の訪日外国人観光客の増加により活況を呈している。門川大作京都市長は、京都市における宿泊税について、「観光消費額の増加などにより、京都経済は着実に活性化」しているが「一部地域での道路の渋滞や公共交通機関の混雑、受け入れ環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足、宿泊施設の不足、違法民泊対策など様々な課題」が生じており、「風情豊かな町並みや、知の集積である大学、悠久の歴史を積み重ねる寺院・神社など、京都のまちの魅力が税収面では弱み」であることから「厳しい財政状況」が続いていることが背景にあるとしている（門川2018）。

宿泊者が享受するサービスに対する負担という視点にとどまらず、観光客の増加やいわゆるオーバーツーリズムに

よる住民の利便性や景観・環境への負担という視点を重視している点が京都市における宿泊税の特徴である。一種の混雑税としての性格を有することから、京都市においては、東京都や大阪府のような低価格帯施設への免除はなく、簡易宿泊所等も対象とされている。なお、京都市の宿泊税収見込みは41.6億円とされており、税収合計に対する宿泊税の割合では東京都の約28倍、大阪府の約9倍の規模となっている（表3a）。

宿泊税の導入を検討する自治体は加速的に増加している。表4にその主な例をまとめた。これらの検討事例をみると、東京都にはじまり、大阪府の導入により活性化した宿泊税は、導入拡大が進む中で、その性質を徐々に変化させつつあることがわかる。ビジネス客の多い大都市部に限定されない、観光業主体の地域での導入検討はそのひとつの傾向的な変化といえるだろう。観光地への導入が進む中で、その用途についても今後変容していく可能性がある。宿泊客に由来する行政負担増大への対応を中心としたもの以上に、観光振興財源として期待されることが増大すると予想されるだろう。観光振興予算を観光への課税でまかなうという手法が普及した場合の論点整理については慎重に行う必要がある。

また、道県・市町村それぞれで導入が検討されている点も特徴的である。なかでも福岡県では、県と福岡市・北九州市がともに宿泊税の導入を決定しており、その配分についての議論がなされた。北海道においても、すでに導入を決定した倶知安町以外に道と複数の市町村がともに導入検討を進めており、その具体化が進むにつれて税率や税収の配分、用途の調整を巡って激しい議論が行われることが予想される。観光業由来の行政コストへの対応、観光振興財源いずれに重点を置くとしても、課税主体として都道府県・市町村のいずれが望ましいのかについてはその経済学的な帰結について、理論的な考察が必要とされる。

なお、米国においては宿泊税の定率課税が一般的である。ハワイ州のように10.25%（年間税収\$704百万）の課税を行う州もある一方で、カリフォルニア州のように州としては課税していないが、州内のサンフランシスコ市が14%（\$370百万）、ロサンゼルス市が14%（\$297百万）、サンディエゴ市が10.5%（\$222百万）の課税を行

うといったケースもあり、州、郡、市がそれぞれ独自に課税を行っている。都市別で見ると、州、郡、市の内訳は様々だが主要都市の宿泊税の実効税率は10%以上であり、最高はセントルイス市の17.93%であった（税率、税収はいずれも2017年度）⁸。

表4 宿泊税導入を検討中の主な自治体(2019年8月末現在)

地方自治体	検討状況
北海道	2017年に宿泊税の検討を開始。2019年5月に、課税額を100～300円の定額とし、1泊5,000円以上、7,000円以上、1万円以上の3パターンを軸に検討する方針を公表。
ニセコ町 (北海道)	2019年6月に、2021年6月から宿泊税を徴収する方針を固め、2020年の町議会で条例案を提案すると報じられる。
富良野市 (北海道)	2019年5月、富良野市長が2021年10月ごろから導入するために、条例を市議会に提出する考えを示す。2019年7月から有識者会議開催。
札幌市 (北海道)	2019年6月市長が宿泊税導入の検討を表明。2019年9月から12月まで4回にわたり検討会議を開催。
函館市 (北海道)	2019年度補正予算案に観光目的税導入に向けた検討・調査費を計上。有識者検討委員会を設置し、2021年度を目途に導入を目指す。
小樽市 (北海道)	2019年6月、市長が観光税導入を検討する方針を固める。宿泊税に限定せず観光客向け駐車場への課税なども含め、有識者会議で議論していく。
美瑛町 (北海道)	2019年6月に町長が議会で宿泊税の導入検討を開始することを表明。
宮城県	2018年6月、知事が宿泊税を含めた観光財源確保に関する検討会議設置を表明し10月から開催。但し、2018年9月の仙台市議会では、市側から「客離れや税の使途」について懸念が表明される。
箱根町 (神奈川県)	2018年6月、市長が議会で宿泊税導入を検討する考えを示す。導入時期については2024年度以降で検討しているとのこと。
長野県	2019年8月、知事が観光税や宿泊税などを検討する方針を表明。
白馬村 (長野県)	2019年4月、検討委員会報告書で「特に宿泊税については有力な財源」とされたが、慎重な意見も並記されている。2019年5月には村内の421の宿泊施設が反対の意見書を提出。
熱海市 (静岡県)	2018年9月、市長選挙で現市長が宿泊税導入を公約とし当選。議論を開始。
奈良市 (奈良県)	2019年2月、市長が宿泊税導入の検討を表明。7月から検討懇話会が設置され、年内をめどに意見を取りまとめる方針。
広島県	2019年4月、観光立県推進会議の提言を受け、知事が宿泊税導入の検討を表明。但し、6月議会では慎重意見が相次ぐ。
松江市 (島根県)	2018年12月、市長が議会で検討を表明。
長崎市 (長崎県)	2019年6月、市長が宿泊税導入の検討を表明。検討委員会を設置し2020年3月末までに答申してもらう予定。
佐世保市 (長崎県)	2019年2月から宿泊税に関する研究会を開催。但し、6月の同研究会には旅館ホテル協同組合が反対意見を提出。
沖縄県	2019年3月検討委員会が2万円未満200円、2万円以上500円の宿泊税導入を提言。2020年の那覇空港第二滑走路の供用開始やオリンピック開催等を踏まえ、可能な限り早期に導入。税額は56.8億円と試算されている。

(新聞報道等をもとに筆者作成)

⁸ 米国内での制度の概要については Hazinski et al. (2018) に詳しい。

3. 観光関連税制に関する論点整理

宿泊税や入湯税といった観光関連税制の導入・拡大にあたっては、課税対象や税率の設定、その用途の選択が大きな問題となる。これらの意思決定にあたっては、それぞれの税制がもつ論理的な性質と経済学的な理解の双方からの検討が求められるだろう。また、近年、各地で活発化する観光関連税制の議論においては、累進化・定率化、そして都道府県と市町村のいずれが課税主体となるべきかに注目が集まる。これらの論点についても、税収確保上の都合や自治体間の権限争いといった実務的な判断にとどまらない、論理的な設計が求められる。

そこで、本節では観光関連税制の経済学的な影響を整理することを通じ、実際の税率・用途の決定において検討すべき事項を導きたい。

3.1. 税収の用途と課税方法の選択について

観光関連税制の導入・拡大における最大の論点は、税収の用途を巡る議論である。受益とそこから生じるコストの対応関係が明らかである場合には、その用途を決定することも容易であろう。1990年の地方税法改正前は、入湯税の用途が温泉関連施設の整備に限定されていたことなどがその一例である。

宿泊税を導入すべきか、入湯税の引上げをすべきか、という問いについても、税収の用途の議論から出発すべきである。その用途が、広く宿泊施設ないしは宿泊者に対応するものなのか、温泉施設ないしは温泉利用者に関する支出なのかといった対応関係を明らかにすることは極めて重要である。前者であれば宿泊税の導入を検討すべきであり、後者であれば入湯税の引上げが候補となるだろう。

もっとも、我が国の地方公共団体による観光振興予算の大部分は一般財源から確保されてきた点には注意が必要だろう。その影響もあってか、観光関連税制の導入・拡大は広義の観光振興にとどまらず、事実上の一般財源としての活用を目指して検討されているケースも少なく

ない。また、従来は一般財源を活用して行っていた観光振興施策の代替財源として観光関連税制の導入・拡大が検討されている側面もある。このように、我が国においては財源と観光振興予算との対応が必ずしも明確ではない、という課題がある。

米国における観光関連課税の導入にあたっては、観光振興予算の財源を巡る論争が大きな影響力をもった(原 2013)。1990年代の米国では、観光振興予算は基本的に一般財源から拠出されていた。しかし、広く徴収される税財源が観光という特定産業の振興に用いられることへの批判が高まるなかで、1993年にコロラド州で一般予算による観光振興費拠出を廃止する法案が通過したことなどもきっかけとなり、各州で観光振興予算の財源としての観光関連税制の普及が進んでいくこととなった(Bohnam and Mak 1996)。

現在の日本においては、国・自治体において一般財源によって観光振興を行うことへの目立った批判は観察されない。しかし、厳しい財政状況のなかで、福祉や教育といった住民の生活に直結する予算を削ってまで、「観光」という特定の産業の振興予算を確保しようとするならば、住民の批判が高まる可能性はある。

観光関連税を用いて観光振興を行うと、税負担と支出から得る便益の対応関係が明確になる。このような整理を通じて、あらたな観光振興の道が切り開かれることもあろう⁹。また、地域における観光業のプレゼンスが低く、それ故に一般財源からの支出拡大が困難だった自治体においても、観光関連税を財源とした観光振興策が実施可能となるかもしれない。その際にも無論、税収を使つてどのような具体的な施策を行うのかという、用途の精査は重要な課題となろう。

3.2. 観光関連税制の性質と課税体系

～定額か定率か～

現在、我が国の多くの自治体を選択している入湯税の標準税率による課税は、一部の免除規定をもうけつつも、利用客1人につき150円と定額による徴収となってい

9「観光振興」が非常に多義的で広範な対象を指示するものである点には注意が必要である。遊漁税を財源として釣り場周囲の駐車場やトイレの整備を行うといった課税と支出の距離に近いものから、宿泊税を用いて地域ブランディングのための広報・宣伝費用にあてるといったものまで、その用途は様々である。観光客以外に地域住民も消費する公共サービスの維持と充実にあてるという場合もある。従って、こういった地域住民の受益も期待される支出を「観光振興」という名目の予算として一般財源から賄うこと自体は否定されないものと考えられる。

る。ここから入湯税については、基本的に地方税の課税原則に従った応益課税がなされていることがわかる。しかし、ここ数年で入湯税の税額を引き上げた3つの自治体いずれにおいても、高価格帯の施設を利用する者に従来よりも大きな負担を求める制度への移行が選択されており、応能原則に基づく課税に移行しつつある。

宿泊税についても、直近の検討事例では、応能原則に基づく税額設定を行う傾向が強まっている。京都市・金沢市や来年度より導入が決定している福岡市では1泊20,000円以上について500円という税額を設定しており、さらに京都市においては1泊50,000円以上については1,000円という税額を設定している（前出表3b）。また北海道倶知安町では宿泊料金の2%の宿泊税導入が決定しており、我が国では初めて明確な定率制による宿泊税の徴収ということになる。

半谷（2018）は、税収確保の観点からは応益原則には限界があることから、必要な財政需要を充足するためには、宿泊税は明示的に応能課税と位置づけ、宿泊料金を課税標準とする従価課税とすることが望ましい、と主張している。実際、入湯税・宿泊税は定率化・累進化を企図する事例が増加している。

高価格帯の施設の利用客は、少額の追加的な費用に対して敏感ではないと予想される。そのため、これらの施設利用者について高額な観光関連税を設定することには一定の合理性があるといえるだろう。その一方で、Cetin et al.（2017）がイスタンブールで行った意識調査から示唆されるように、観光関連税が観光地・ビジネス拠点としての魅力を高める用途で用いられるときには渡航客の税への抵抗感は低くなる一方で、それが地域の一般的な行政費用などに使用されている場合には抵抗感が強くなる傾向がある。定率化や累進化が税収の確保を容易にするという視点のみで企図されていると受け止められるならば、観光関連税はその金額以上の負の影響を需要に及ぼす可能性がある。より多くの税を支払うことが、当該地域への旅行者に対してより多くの満足度を与える結果につながるような、使途の設定が求められることには十分な留意が必要である。

3.3. 需要減少の懸念について

観光関連税制の導入・拡大が議論されるとき、必ず議論になるのが課税による需要減少懸念である。観光地間での価格競争圧力が強い状況では、ごく少額の観光関連課税が当該地域の競争力を低下させる懸念がある。

Peng et al.（2015）は、国際間の旅客移動に関する1961年から2011年に出版された195の論文に関してメタ分析を行っている。これらの研究の平均値をとると、ビジネス目的の渡航に関する価格弾力性は-0.35であり、休日を過ごすための旅行に関しては-1.10となっている¹⁰。これは旅行のための費用が1%増加すると、海外からのビジネス客は0.35%、観光客は1.1%減少することを意味する。またEuropean Commission（2015）では、過去の複数の研究からEU加盟諸国における沿岸部観光地の価格弾力性を-1.39、内陸部観光地の価格弾力性を-0.43として観光関連税の経済的な影響を推計している。

ビジネス旅客に対する価格弾力性の絶対値が小さい点については容易に理解できるだろう。業務上の必要による旅行は、その費用が高くなったからと言って、行く先を変えることはできない。出張頻度・人数を低下させることはあろうが、その影響は相対的には軽微である。一方で、旅行費用次第で渡航先を選択することになる観光旅客の価格弾力性は小さいものではない。

ちなみに沿岸部と内陸部での価格弾力性の差は、沿岸部の観光地の多くがビーチリゾートであることによる。EU各国には多くのビーチリゾートが存在している。類似の条件でより安価なリゾート地を探すことが可能な観光地においては価格弾力性が高くなる傾向がある。一方で、都市型観光や歴史・文化を中心コンテンツとする観光地については代替地に乏しいため価格弾力性の絶対値は小さくなる傾向にあると考えられる。

一方で、先行研究の多くが国際間の移動を主な対象にしている点には注意を要する。その成長率の高さから注目が集まりやすいインバウンド観光ではあるが、2018年の国内の延べ宿泊者数5億3,800万人のうち外国人旅行者は9,428万人にとどまる¹¹。日本国内の観光業において顧客の多くは未だに日本人である。Biagi et al.

10 ただし、休日を過ごすための旅行については標準偏差が1.38と非常に大きく観光地毎の価格競争力には大きな差があることをうかがわせる。

11 観光庁『宿泊旅行統計調査』、平成30年度年間値（確定値）。

(2016) ではイタリアのビーチリゾートにおける観光関連税の分析を通じ、海外からの旅客に比べ、国内旅客はより価格に敏感であることを指摘している。地域間で税率が異なる時、インバウンド客よりも、国内旅客からの需要により大きな影響が与えられる可能性は高い。

また、英国については出国税 (Air Passenger Duty: APD) に関する研究蓄積が進んでいる。英国の APD は、税額が出国先までの距離に依存して決められているため、統計的な検証が行いやすい。Seetaram et al. (2014) では、渡航先別に出国税が必要に及ぼす影響を計量している。その結果、過半の渡航先について出国税の増額は有意に渡航者を減少させるものの、その弾力性の絶対値は 1 を下回るとしている。フランスやギリシャへの出国者数は税から有意な影響を受けない一方で、エジプトや香港への渡航には一定の影響があるとの指摘は地域差の大きさをあらためて確認させてくれる。

米国内での研究に関しては、宿泊税率¹²を郡単位で設定できるフロリダ州の研究事例が多い。Arguea and Hawkins (2014) では税率の引上げは、短期的には大幅な宿泊者減をもたらす郡が多いものの、その影響はおおむね 1 年以内に消滅し、長期的な影響はほとんどないとしている。Mills et al. (2019) においても、フロリダ州における宿泊税は宿泊関連業には大きな影響はなく、その負担は主に宿泊者自身に帰せられているとの結果が示されている。ちなみにフロリダ州の宿泊税は観光地の整備や観光マーケティングの財源として徴収されている。ここから、有効性の高い観光振興政策は宿泊税による客数減を補うものとも考えられるだろう。

ただし、Song et al. (2019) による英国人の海外旅行に関する分析から示されるように、税率の引上げは旅行者の支出内容を変化させる。例えば、出国税の増加は渡航先でのホテル代や飲食費への支出を低下させることになる。ここから、入湯税や宿泊税の上昇は、来客数の減少という形ではなく、旅行先での消費の減少という形

で当地の観光業に負担を与える可能性が示唆される。訪日外国人の需要行動を分析した西川 (2019) においても宿泊費と買い物が競合関係にある、つまりは一方に予算を割くようになると他方が減少することが指摘されている。宿泊施設・入湯施設の来客者数に議論が集中しがちではあるが、土産物店や飲食店への影響も見落としてはならないだろう。

これらの整理から、観光関連税制の導入・拡大を地元の大きな負担がなく行いうる地域は 1) 代替的な渡航先 (類似の観光地) が少ない、2) ビジネス客の割合が高い、3) 外国人旅客の割合が高いといった特徴を持つことがわかる。我が国においては、税の引上げや導入前後の宿泊者数動向に変化がないことをもって、(これから導入を検討する自治体においても) 税導入の影響は軽微であるとする主張が散見される。しかし、先行導入地域がこれらの三条件を満たしていたが故に軽度の影響にとどまったとも考えられる。また、あくまで宿泊客数による比較が中心のため、宿泊施設や観光施設が値引き、宣伝広報・マーケティング費用の積み増しといった経営努力——つまりは観光業界の負担によって客数減少を食い止めている可能性も否定できないだろう。

一方、観光関連税の財源を用いて新たに観光振興施策を行った場合には、税の導入・引上げによる地元の負担を上回る経済効果が生じることもありうる。地域の観光地としての魅力を高める投資、地域マーケティングといった活動は公共財としての性質を持つ。ここから、観光関連税を主として観光振興に用いる場合には、個々のホテル・旅館や温泉施設の資金力では達成できないが、集客等の効果を持つ環境整備や広報活動への支出が想定されるだろう¹³。また、その際には、上記検討の結果から、代替的な渡航先を少なくするための観光地の差別化や、ビジネス客及び外国人旅客に対する戦略的なマーケティングを実施することが有効であろう。

12 正式名称は Tourist development tax (観光開発税)、慣例では bed tax と呼ばれている。

13 地方都市・観光地の場合には、地域への入込観光客のほとんどが特定の施設への来客であることも多い。この場合、観光関連税の導入・拡大に対応した税負担の大部分を当該施設が負うことになる。当該施設の運営が私企業によりなされている場合、同社は観光関連税の導入・拡大による観光振興よりも、私的投資として自社にとってもっとも合理的な投資を行うことが望ましいと考えるかもしれない。観光関連税の導入・拡大の議論は地域の実態を十分に踏まえた上で行われるべきである。

3.4. 課税主体について～都道府県か市町村か～

地方税法によって市町村が課税することと規定されている入湯税と異なり、宿泊税は法定外目的税であり、どの地方公共団体であっても課税が可能である。そのため、都道府県と市町村の両者が課税することがあり得る。福岡県・北海道においてはこれらの都道府県・市町村間の二重課税が現実の論争点となっている。

都道府県と市町村の両者が課税する場合のパターンとしては以下の二つがあるだろう。

- ①都道府県と市町村が独自に課税額を決定し、宿泊者はその合計額を負担する。

(例) 県税：150 円、市税が 100 円であれば、宿泊者は 250 円を負担。市町村が宿泊税を課さない場所では宿泊者は県税 150 円のみを負担。

- ②都道府県が市町村との合計課税額が一定になるように課税額を決定する。

(例) 県が総額を 200 円と決定。市税が 150 円であれば県税は 50 円となり、市町村が宿泊税を課さない場所では県税は 200 円となる。宿泊者は常に 200 円を負担。

都道府県と市町村がそれぞれ独立に税率を設定できる①に対して、②の方式では都道府県と市町村間での協議が必須となる。福岡県・福岡市のケースでは県知事と市長の協議の結果、②の方式が採用されたが、この方法に課題は多い。

例えば北九州市は、福岡市とともに政令指定都市であり、宿泊者数も年間 3.8 百万人と福岡市の 8.0 百万人に次ぐ人数となっている（いずれも 2017 年度）。北九州市内の宿泊施設へ宿泊者に対して 200 円の宿泊税が課されるのであれば、市としてはその一部を市税として徴収したいと考えるのは自然だろう。実際に、北九州市は 3 カ月程度の僅かな検討期間で宿泊税の導入を決めた¹⁴。

北海道においても道による宿泊税の検討が進む一方で、倶知安町は先行して導入を決定している。さらに、複数の市町村で宿泊税・観光税の導入検討が行われている。今後、各地で都道府県と市町村での税率の振り分けについての議論がなされることが予想される。

宿泊税の課税主体、その用途の裁量権を都道府県と市町村のいずれが持つべきかについても、やはり当該税収の用途を考慮して議論されるべきであろう。同時に、当該地域の観光地としての特性も十分に斟酌すべきだろう。まずは都道府県による差配が合理的となりうるケースから考えてみよう。

都道府県内に類似の特徴をもつ観光地が市町村をまたいで数多く存在する場合には価格競争圧力が強くなる。このとき、市町村を単位とした観光関連税導入への障壁は高い。ごく近距離に類似の温泉街やリゾート地を抱える市町村が併存している場合、課税拡大は近隣市町村への需要の移動につながるためだ。複数の市町村間で協調的な税率の引上げへの合意形成ができない場合には、観光関連税の拡充は困難となる。観光客増大による行政コストの増大への対応、観光振興費として使用することによる旅客増といった観光関連税の利点を得る機会を失うことが、地域としての損失につながる可能性もある。

また、近隣に観光拠点となる大都市を有し、その結果、入込観光客のほとんどが日帰り客となっている自治体についても、県税としての徴収が合理的となり得る。日帰り観光客はゴミの増大や交通の混雑といった追加的な行政コストを生む一方で、その活動への課税は困難である¹⁵。このような場合には、県による徴収と入込観光客等に応じた用途の決定などが必要となるだろう。

一方で、市町村税としての徴収が合理的となる場合も多い。県内の観光地が地理的に分散しており、それぞれが観光地としての独自のブランディングに成功している場合には、県による徴収と支出は合理的ではない可能性がある。仮想的な例ではあるが、熱海市（静岡県）や

14 2019 年 5 月、福岡県と福岡市の課税額の合意を受け、北九州市長は宿泊税の検討開始を表明し、8 月には県知事との会談で県税 50 円、市税 150 円の分担とすることで合意し、9 月の議会でも 2020 年 4 月からの宿泊税導入が決定された。

15 一例として、福岡県太宰府市では入込客数が 1,054 万人に上る一方で、宿泊者数は 5 万人に満たない（福岡県『観光入込客調査』、平成 29 年度）。同市では「歴史と文化の環境税」（法定外普通税）として一時有料駐車場の利用者に一定の税（乗用車 100 円、大型バス 500 円など）を課している。ただし、駐車場を利用しない電車や定期バスで訪れる観光客から徴収することはできない。

箱根町（神奈川県）から県税として徴収した観光関連税収がそれぞれの県全体のPRに使われた場合、熱海や箱根の負担によって、他の市町村が便益を受けることになる。つまり、県内での再分配効果をもつことになる。観光関連税制に再分配効果を期待するか否かについては地域ごとの実情に応じた議論が必要となろう¹⁶。

4. 結語

地域の観光業への少なからぬ影響を前提とすると、観光関連税制についてどのような用途に対応した課税であるのかを明確にする必要性があることが理解できよう。厳しい財政状況に対応するため、一般的な行政費用の補填を主な目的として観光関連税制を導入・拡充することは、自治体の行政費用を地域の観光関連産業に集中的に負担させる結果につながりかねない。一般財源と観光関連税、既存住民への行政サービス・観光に由来する追加的な行政費用・観光振興費それぞれの対応関係を十分に意識した制度設計が求められている。

観光関連税による税収を観光由来の行政費用増大への対応に用いる場合には、事業ゴミ有料化等の別途手段で対応できるものを除いた上で、必要以上の金額とならないよう配慮が必要である。また、観光振興予算として用いる場合には、負担を上回る効果が期待できるか否かが鍵となるだろう。その検討に当たっては地域別の観光需要・宿泊需要に関する価格弾力性の計測が重要になると考えられ、観光関連施設の協力や各地域の研究機関との連携が求められる。

同時に、実施された各施策に対する継続的な成果の観察といった努力も必要だろう。さらに、定率・累進的な構造をもつ制度は、支払われた税額に見合う観光産業の発展につながるか否かが重要な論点となりうる。観光振興に関する地方公共団体やDMOに求められる役割は今後もさらに増大していくものと考えられるが、その際にも、用途と目的に対する合理的な説明なしには地域観光業・住民との有意義な連携を達成できないという点に留意が必要と考える。

このような需要構造の把握、用途の明確化は合理的な観光関連税の課税単位についても大いに示唆的であると考えられる。有益な用途に用いられる観光関連税の導入が、近隣市町村間の競争懸念によって実装困難な場合、宿泊地と観光資源が市町村を隔てて散在する場合には都道府県税として考慮される合理性があるだろう。その一方で、観光由来の行政経費を賄う、またはより細かな単位でのマーケティングが求められている場合には、よりきめ細かな市町村単位での導入が望ましい。いずれが地域の観光業と住民にとって有益な選択になるかについて、統一された答えはない。ここでも地域ごとの調査と研究の進捗が要される。

全国的に活発化する観光関連税制の導入・拡大にあたっては、その論理的、経済学的な論点を精査したうえで各地域への導入を検討するとともに、合理的な制度設計を目指す必要があるのではないだろうか。

¹⁶ 論理的には市町村による運用が望ましいにもかかわらず、小規模な自治体が多いなどの理由で市町村による観光関連税の独自運用が困難といった実務的な理由から都道府県税として導入せざるを得ない場合も考えられる。このような場合には徴収地域に対応する支出計画が求められよう。

■参考文献

- Arguea and Hawkins(2014), "The rate elasticity of Florida tourist development (aka bed) taxes," *Applied Economics*, 47(18), 1823-1832.
- Biagi, Bianca, Maria Giovanna Brandano and Manuela Pulina(2017), "Tourism taxation: A synthetic control method for policy evaluation," *International Journal of Tourism Research*, 19(5), 505-514.
- Bonham, Carl and James Mak(1996), "Private versus Public Financing of State Destination Promotion," *Journal of Travel Research*, 35(2), 3-10.
- Cetin, Gurel, Zaid Alrawadieh, Mithat Zeki Dincer, Fusun Istanbul Dincer and Dimitri Ioannides(2017), "Willingness to Pay for Tourist Tax in Destinations: Empirical Evidence from Istanbul," *Economies*, 5(2), 1-15.
- European Commission (2015), "The Impact of Taxes on the Competitiveness of European Tourism (Final Report)," European Union.
- Gago, Alberto, Xavier Labandeira, Fidel Picos and Miguel Rodríguez (2009), "Specific and general taxation of tourism activities. Evidence from Spain," *Tourism Management*, 30(3), 381-392.
- Hazinski, Thomas, Anthony Davis and Daniel Kremer(2018), "2018 HVS LODGING TAX REPORT - USA," HVS.
- Mills, Brian M, Mark S. Rosentraub and Gidon Jakar(2019), "Tourist tax elasticity in Florida: Spatial effects of county-level room tax rate variation," *Tourism Management Perspectives* 31, 174-183.
- OECD(2014), "OECD Tourism Trends and Policies 2014," OECD iLibrary.
- Peng, Bo, Haiyan Song, Geoffrey I. Crouch and Stephen F. Witt(2015), "A Meta-Analysis of International Tourism Demand Elasticities," *Journal of Travel Research*, 54(5), 611-633.
- Seetaram, N., Song, H., & Page, S. J. (2014), "Air passenger duty and outbound tourism demand from the United Kingdom," *Journal of Travel Research*, 53(4), 476-487.
- Song, Haiyan, Neelu Seetaram and Shun Ye(2019), "The effect of tourism taxation on tourists' budget allocation," *Journal of Destination Marketing & Management* 11, 32-39.
- UNWTO(1998), "Tourism Taxation: Striking a Fair Deal," World Tourism Organization Business Council, TSO.
- 石田和之 (2015) 「入湯税の変遷」、『税』2015年8月号、p.277-288
- 門川大作 (2018) 「京都市宿泊税について」、『地方税』、平成30年10月号、p.2-8
- 河田敦弥 (2019) 「国際観光旅客税の創設と観光地域づくりについて」、『会計検査資料』2019年3月号、p.75-77
- 観光庁 (2019) 「持続可能な観光先進国に向けて」、観光庁持続可能な観光推進本部、2019年6月10日発表
- 釧路市阿寒観光振興課 (2019) 「入湯税の超過課税と観光まちづくり」、『都市とガバナンス』第31号、p.164-169
- 久我孝太郎 (2018) 「もうひとつの地方税ものがたり—東京都主税局の軌跡— 第4話「代表なくして課税なし」—宿泊税の導入」、『税』、2018年8月号、p.168-182
- 全国知事会 (2017) 「新しい地方税源と地方税制を考える研究会 中間論点整理」、全国知事会新しい地方税源と地方税制を考える研究会、平成29年6月28日発表
- 東京都主税局 (2018) 「宿泊税 15年間の実績と今後のあり方」、2018年6月
- 西川浩平 (2019) 「訪日外国人の需要構造に関する分析」、『摂南経済研究』、9(1・2)、p.23-35
- 原忠之 (2013) 「ホスピタリティ産業公共インフラ整備のための特別地方税制度の考察と日本への導入戦略について：米国フロリダ州オレンジ郡における事例検証より」、『プロジェクト研究』、第9号、p.1-15
- 半谷俊彦 (2017) 「宿泊税の在り方に関する一考察——負担分配論の観点から」、『地方税』、68巻9号、p.2-6
- 藤中敏弘 (2017) 「入湯税の概要と法解釈」、『東海法学』第54号、p.21-53
- 別府のみらい検討会議事務局 (2018) 「入湯税引上げ(超過課税)に係る論点の考えについて」、2018年1月17日発表
- 大阪府 HP 「大阪府の宿泊税」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/index.html> 2019年9月28日閲覧)
- 総務省 HP 「入湯税の概要」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000632884.pdf 2019年9月28日閲覧)

【著者プロフィール】

飯田泰之 (いいだ・やすゆき)

明治大学政治経済学部准教授

1998年、東京大学経済学部卒業。2003年同大学院経済学研究科博士課程単位取得中退。駒澤大学経済学部専任講師・同准教授を経て現職。財務省財務総合研究所上席客員研究員、内閣府規制改革推進会議委員、総務省自治体戦略2040構想研究会委員を歴任。近著に『日本史に学ぶマネーの論理』（2019年、PHP研究所）、『デフレと戦う——金融政策の有効性レジーム転換の実証分析』（2018年、日本経済新聞出版社、編著）、『これからの地域再生』（2017年、晶文社、編著）、など。

前田順一郎 (まえだ・じゅんいちろう)

公認会計士・税理士

日本公共コンサルティング株式会社代表取締役

1998年、東京大学経済学部卒業。マンチェスター大学経営学修士。都市銀行・監査法人・国土交通省航空局勤務を経て現職。論文に「空港コンセッションの現状」（『経営財務』所収、2015年、税務研究会）、「公共施設等運営権に関する法人税及び会計上の諸問題について」（『会計・監査ジャーナル』所収、2015年、日本公認会計士協会、共著）など。

*本稿に関するお問合せは、(株) PHP 研究所までご連絡ください。

(E-mail:think2@php.co.jp)

PHP Policy Review バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者		
2019.8.6(Vol.13-No.78)	経済・社会	サイボウズに学ぶ新しい組織、新しい経営	主任研究員	山田花菜
2019.5.29(Vol.13-No.77)	経済・社会	人口減少時代に選ばれる組織になるために —挑戦事例に見るキーポイント—	主任研究員	山田花菜
2018.11.20(Vol.12-No.76)	経済・社会	消費増税に反対するのは誰か? —シルバー・デモクラシー論を超えて—	公益財団法人中部圏社会経済研究所研究部長	島澤 諭
2018.5.31(Vol.12-No.75)	経済・社会	デフレ脱却と財政健全化 —消費増税をめぐる「総括的検証」—	上智大学経済学部准教授	中里 透
2018.3.30(Vol.12-No.74)	外交・安全保障	トランプ政権と対米ヘッジング —ダイナミクスとシステム・インパクト— 新潟県立大学大学院国際地域学研究科長、政策研究センター教授、PHP 総研研究顧問		山本吉宣
2017.5.19(Vol.11-No.73)	経済・社会	経営戦略としての働き方改革 —先進事例に見るキーポイント—	研究コーディネーター	山田花菜
2016.5.18(Vol.10-No.72)	外交・安全保障	本格化する日本の科学技術外交	首席研究員	金子将史
2015.11.05(Vol.9-No.71)	地域政策	地方創生を深化させる「当たり前」の3原則10カ条 —拠点都市を育成し、地域連携を強化せよ—	主席研究員	荒田英知
2015.8.28(Vol.9-No.70)	外交・安全保障	中国の台頭と国際秩序の観点からみた「一帯一路」 新潟県立大学大学院国際地域学研究科長、政策研究センター教授、PHP 総研研究顧問		山本吉宣
2015.7.16(Vol.9-No.69)	外交・安全保障	競争的相互浸透秩序の可能性 —北東アジアの安全保障環境をめぐる— 新潟県立大学大学院国際地域学研究科長、政策研究センター教授、PHP 総研研究顧問		山本吉宣
2015.3.30(Vol.9-No.68)	外交・安全保障	武器輸出管理の課題 —我が国の安全保障を確保する制度と運用— 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員 (訪問)		森本正宗
2015.1.09(Vol.9-No.67)	外交・安全保障	デトロイト復活の胎動 —財政問題に悩む日本が学ぶべき破綻と再生のプロセス—	在デトロイト日本国総領事	片山和之
2014.5.30(Vol.8-No.66)	政治	憲法改正はなるのか —与野党試案を比較する—	研究主幹	永久寿夫
2013.9.26(Vol.7-No.65)	教育	いじめ防止対策推進法の問題点を考察する	主席研究員	亀田 徹
2013.9.10(Vol.7-No.64)	政治	『許認可等の統一的把握』をチェックする —規制改革の基盤となるデータベースとして再構築せよ—	主席研究員	熊谷 哲
2013.9.02(Vol.7-No.63)	地域政策	「道州制基本法」はいかにあるべきか —自民党骨子案を読み解く—	主席研究員	荒田英知
2013.7.31(Vol.7-No.62)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けて<2> —マニフェストと総合計画をいかに調整するか—	コンサルタント	茂原 純
2013.7.23(Vol.7-No.61)	外交・安全保障	パブリック・ディプロマシーへの関心を強めるインドネシア 国際交流基金東南アジア総局長/ジャカルタ日本文化センター所長		小川 忠
2013.6.12(Vol.7-No.60)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けて<1> —マニフェストと総合計画の連動モデルとは—	コンサルタント	茂原 純
2013.5.23(Vol.7-No.59)	地域政策	デフレ脱却への経済・金融政策と地域経済・地方財政の展望 神奈川県指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー		伊藤敏孝
2013.3.27(Vol.7-No.58)	経済	アベノミクスによる政治的景気循環の行方 —憲法改正を視野に入れた財政再建戦略を描け—	主任研究員	宮下量久
2013.2.13(Vol.7-No.57)	外交・安全保障	日本の外交と科学技術の創造的なサイクル形成を	主席研究員	金子将史
2013.1.30(Vol.7-No.56)	地域政策	首都圏における高齢者急増に対する施設とサービスの絶対的不足 コンサルタント・フェロー/㈱ファイナコラホールディングス代表取締役		望月伸一
2013.1.30(Vol.7-No.55)	地域政策	公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方 ～総論賛成、各論反対を突破するために～	主任研究員	佐々木陽一
2012.11.22(Vol.6-No.54)	地域政策	【緊急提言】 東京都知事選を政策本位で考えるための8つの視点	主席研究員	荒田英知
2012.11.13(Vol.6-No.53)	教育	教育委員会廃止を提案する —政治的中位性をいかに確保するか—	主席研究員	亀田 徹
2012.10.24(Vol.6-No.52)	外交・安全保障	【緊急提言】 新段階の日中関係に適合した多面的なパブリック・ディプロマシーの展開を	主席研究員	金子将史

『PHP Policy Review』

Web誌『PHP Policy Review』は、政策シンクタンク PHP 総研の研究者や各界の研究者の方々の研究成果を、ホームページ上で発表する媒体です。各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで公開しています (<https://thinktank.php.co.jp/policyreview/>)。

21世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替えられようとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもいます。国内に目を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来の発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智慧が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か」「問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol.13-No.79)

2019年10月発行

発行責任者 金子将史

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研
株式会社PHP研究所

〒135-8137 東京都江東区豊洲 5-6-52

NBF豊洲チャンネルフロント

Tel: 03-3520-9612 Fax: 03-3520-9653

E-mail: think2@php.co.jp

© PHP Institute, Inc. 2019